

紀北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年3月30日
紀北町長
紀北町議会議長
紀北町教育委員会
紀北町選挙管理委員会
紀北町監査委員
紀北町農業委員会

紀北町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、紀北町長、紀北町議会議長、紀北町教育委員会、紀北町選挙管理委員会、紀北町監査委員、紀北町農業委員会が策定する特定事業主行動計画である。

I. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

II. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、紀北町女性活躍推進委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

Ⅲ. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令(平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。)第 2 条に基づき、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設置する。

なお、この目標は、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【数値目標】

平成 32 年度までに、女性の採用試験の受験者数を、平成 26 年度の実績(27%)より 3%引き上げ、受験者総数に占める女性割合を 30%以上にする。

平成 32 年度までに、主幹相当職員以上の女性職員の割合を、少なくとも平成 26 年度の実績(9%)より 3%引き上げ、12%以上にする。

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の育児休業を取得する割合を 5%以上にする。

平成 32 年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の取得割合を 10%以上にする。

平成 32 年度までに、職員の平均超過勤務時間を、平成 26 年度の実績(月 13 時間)から 15%以上縮減し、月 11 時間以下にする。

平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績(22%)より 5%以上引き上げ、27%以上にする。

平成 28 年度から平成 32 年度までの間、週に 1 回以上定時退庁する職員の割合を毎年度 90%以上にする。

IV. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

Ⅲ. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取り組みは、町長部局、町議会事務局、町教育委員会事務局、町選挙管理委員会事務局、町監査委員事務局、町農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

【取組項目】

平成28年度より、仕事に励む女性職員の声の紹介などにより、女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。

平成28年度より、女性職員を幅広い分野の多様なポストに積極的に配置し、事業における中枢を担う人材を育成する。

平成28年度中に、仕事と家庭の各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）に関する情報を周知する。

平成28年度より、男性の育児休暇取得の促進に向けて、管理職員を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する資料を配付する。

平成28年度より、超過勤務の縮減に向け、年度始式等のタイミングに合わせて町長から全職員向けのメッセージを発信する。

平成28年度より、管理職員が各職員に毎週1回、定時退庁日を設定するとともに、早期退庁を勧奨する。

平成28年度より、年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。

計画策定に係る資料

<数値目標の根拠>

①女性の採用試験の受験者数（H26年度）

一般事務職のみを対象

応募者数：25人

受験者数：22人（3人欠席）

女性受験者数：6人

『 $6人 \div 22人 \times 100 = 27.2\%$ 』

②主幹相当職員以上の女性職員の割合（H26年度）

主幹・課長補佐・課長を対象

管理職員数：54人

女性管理職員：5人

『 $5人 \div 54人 \times 100 = 9.3\%$ 』

③男性職員の育休取得率（H26年度）

制度を利用可能な男性職員を対象

『取得率：0%』

④職員の平均超過勤務時間（H26年度）

1年間の時間外勤務時間と代休時間を対象

職員数は、1年間(4月～3月の12ヶ月間)の時間外勤務をした職員数を12ヶ月で除した平均職員数としている。

年間超過勤務時間：14,438時間

年間平均職員数：90人

1人当りの年間時間外『 $14,438時間 \div 90人 = 160時間$ 』

1人当りの月平均時間外『 $160時間 \div 12ヶ月 = 13.3時間$ 』

⑤年次有給休暇の平均取得率（H26年度）

在職した一般職員を対象（勤務条件調査参照）

総付与日数：7,631日

総取得日数：1,671.1日

職員数：202人

平均取得日数『 $1,671.1 \text{ 日} \div 202 \text{ 人} = 8.3 \text{ 日}$ 』

消化率『 $1,671.1 \text{ 日} \div 7,631 \text{ 日} \times 100 = 21.9\%$ 』

⑥週1回以上の定時退庁

平成28年4月1日付けの訓により

正規の勤務時間以外の時間又は休日の勤務命令に関する訓

災害や事故など緊急に対応を要する業務、選挙や確定申告期間への対応等の特別な業務を除き、行政職給料表の適用を受ける職員に、正規の勤務時間以外の時間（以下「時間外」という。）又は休日に勤務命令をする場合については、次の各項のとおり運用するものとする。

本運用にあたっては、紀北町行政組織規則(平成19年紀北町規則第4号)第7条の規定を踏まえ、所属職員を流動的に配置変更するなど、事務の機動的かつ能率的な執行を図ること。

- 1 通常勤務において、時間外勤務を要しない日を週1日以上設けなければならない

紀北町役場 総務課職員係

TEL : 0597-46-3111

FAX : 0597-47-5907